



## 新年の門出を祝う 中頓別町新年交礼会開催

1月4日、中頓別町役場で新年交礼会が開催されました。

中頓別町新年交礼会には、多くの町民の方々が参加されました。新年交礼会が開催されるのは、新型コロナウイルス感染症の影響により、3年ぶりとなっており、食事はせずに執り行われました。最後には、参加者で乾杯を行い、新年の門出を祝いました。



## 士気高く 中頓別消防団出初式

1月5日、中頓別町民センターで南宗谷消防組合中頓別消防団の出初式が開催されました。

当日は、多くの消防団員が参加し、町内を消防車両で防火パレードを行いました。会場では、星川消防団長や小林管理者から新年の挨拶がされました。その他、永く消防団員として従事されている団員には、表彰状が贈られていました。



## 再生可能エネルギーについて考える 風力発電の現状と課題を学ぶ学習会

1月7日、中頓別町役場で再生可能エネルギーの学習会が行われました。

「中頓別再エネを考える会」の主催で開催され、14人の町民の方が参加されました。講師に北海道風力発電問題ネットワーク 佐々木邦夫 代表が招かれ、バードストライクや森林破壊、低周波に関わる健康被害などの問題が話されました。中頓別町



でも12基の風力発電の建設計画があるため、風力発電の北海道における現状なども学んでいました。「中頓別再エネを考える会」からは、基幹産業である林業や農業を主とした再エネを考えることが大切であるといった意見やバードストライクや森林破壊といった問題も考えなくてはいけないという意見も出ていました。





## 祝・新成人 中頓別町成人式

1月8日、中頓別町役場で成人式が行われ、14名の新成人が出席しました。

式典では、小林町長と村山議長からお祝いの言葉が贈られました。新成人を代表して、西巻翔さん、布施琴音さんから20歳の決意が述べられました。また、記念品として、図書や放課後子どもプランで作成した絵手紙などが贈られました。



## すや・わく広場 お正月遊び

1月11日、認定こども園で、正月遊びが行われました。

当日は、3組6人の親子が訪れていました。齋藤助産師からお話があった後に書初めや凧あげ、お手玉、福笑い、けん玉、コマ回し、ダルマ落としなどといった、お正月に楽しめる遊びを親子で行い、楽し気に新年を祝っていました。



## ライドシェアボランティアドライバー 中頓別町立自動車学校で冬道の交通安全教室開催

1月19日に中頓別町立自動車学校で、ライドシェアボランティアドライバーを対象に冬道交通安全教室が開催されました。

当日は、ライドシェアボランティアドライバー9人が参加しました。まずは、10分間で20問の信号や交差点の進入などに関する問題に取り組みました。また、北海道では、スピード違反や一時不停止、歩行者保護の違



反が多くなっていることも学びました。その後はコースに出て、バックでのS字カーブ走行や方向転換、縦列駐車を行いました。ドライバークからは、S字カーブでは、入口で縁石に乗り上げてしまった、方向転換はうまくいった、縦列駐車では、2、3回縁石に乗り上げやりづらかったなどといった感想が聞かれました。



## 稚内税務署から確定申告のお知らせ

令和4年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月16日（木）から3月15日（水）までとなります。

国税庁ホームページでは、スマートフォンやパソコンなどから、所得税の確定申告書を作成し、e-Tax（電子申告）などで提出することができますので、新型コロナウイルス感染防止の観点から、多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、是非、ご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。

なお、確定申告会場の混雑を回避するため、会場への入場には「入場整理券」（会場で当日配付もしくは国税庁LINE公式アカウントで事前発行）が必要となります。

また、配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。

税務署の閉庁日（土・日曜日、祝日など）は、税務署での確定申告の受付を行っておりませんので、ご注意ください。

## オンラインを活用して新型コロナウイルス感染防止！

国税庁ホームページでは、スマートフォンやパソコンなどから、所得税・消費税・贈与税の申告書を作成し、e-Tax（電子申告）などで提出することができます。

感染防止の観点から、多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、是非、ご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。

詳しくはこちら



お問い合わせ 住民グループ (01634-8-7660)



## 所得税・復興特別所得税・住民税の 確定申告は正しくお早めに！

令和4年分の所得税・復興特別所得税、個人事業税及び令和5年度住民税の確定申告の受付が始まります。**（確定申告の受付期間は、2月16日（木）から3月15日（水）までです。）** 期限が近づくと窓口が混雑しますので、早めの申告をお勧めします。（土・日等の休日は閉庁です。）医療費控除の還付については、医療機関・個人ごとに事前に集計をお願いします。なお、土地及び家屋の譲渡並びに相続・贈与税については、稚内税務署にお問い合わせください。

申告相談の日程は次のとおりです。

### 令和4年分所得税・復興特別所得税確定申告及び令和5年度住民税申告相談日程

日	時	会 場
2月17日（金）	9：30～16：00	役場会議室

### 必要書類

1. 確定申告用紙(税務署から送付されている方 ※会場にも常備しています)
2. 令和4年分収支計算書（個人営業主など）
3. 収支、仕入れ、必要経費がわかる帳簿や関係書類・収支計算書
4. 給与や年金の源泉徴収票(原本)
5. 生命保険料・地震保険料等の支払証明書
6. 国民健康保険税及び後期高齢者保険料、介護保険料、国民年金の支払額のわかる書類
7. その他控除等の関係書類(医療費領収書・寄付証明書など)
8. 還付先口座番号(メモ可)
9. 本人確認書類(マイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証等の身分証明の写しなど)
10. 印鑑
11. お手元にある方は、前年申告した写しの書類および資料一式

※年金受給者の方で所得が発生する方につきましては、所得税が課税されなくても住民税が課税される場合があります。住民税申告をしていただき、配偶者などの扶養控除や普通徴収分国保税などの社会保険料、生命保険料などを算入することで住民税額が減額されることがありますので、書類をお持ちのうえご相談下さい。

■新型コロナウイルス感染症防止対策のため、マスクを着用の上、会場までお越しください。各会場においては、検温と消毒のご協力をお願いします。また、会場内での過密を防ぐため、整理券を配布して対応することがありますので、あらかじめご了承ください。

※上記の申告相談日時以外にも、住民グループ窓口にて、3月15日までの平日役場開庁時間内に随時受付を行っています。

お問い合わせ 住民グループ (01634-8-7660)



## 国民年金の納付について

国民年金の保険料の納付期限は法令で「納付対象月の翌月末日」と定められています。納付期限までに保険料を納めないと障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合がありますので、忘れずに納めましょう。

経済的に納付が難しい場合は免除等の申請が可能です。保険料の免除や納付猶予が承認された期間は、年金の受給資格期間に算入されるので未納のままにせず、手続きを行いましょう。

### 令和4年度の国民年金保険料

令和4年度の国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1か月当たりの保険料は16,590円です。

### 納付方法

納付方法は3つあります。

#### 口座振替での納付

金融機関や年金事務所の窓口に着払いしている依頼書に必要事項を記入し提出してください。記入の際に基礎年金番号のわかるものや口座番号のわかる通帳など、届出印が必要になります。前納割引制度を利用する場合は口座振替納付が1番お得となります。

#### クレジットカードでの納付

クレジットカードから継続的に納付する方法で前納も可能です。申出書に必要事項を記入し年金事務所に提出してください。

1度申込すると被保険者から辞退の申出がない限りクレジットカード納付を継続します。利用限度額や有効期限に注意してください。

#### 納付書での納付

納付書を使用し、お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、電子納付にて納付する方法です。自分で納付する必要があるため納付期限に注意が必要です。Pay-easyを利用するとお手持ちのスマートフォンやパソコンで夜間や休日にも納付を行うことができます。納付書がお手元がない場合は年金事務所に連絡をしてください。

詳しく知りたい時や、わからないことがあった時は、  
稚内年金事務所 お客様相談室 (0162-74-1000)  
または日本年金機構ホームページをご覧ください。

お問い合わせ 住民グループ (01634-8-7660)



## 令和5年度 園児募集について

認定こども園では、令和5年度の園児を令和5年1月25日（水）から2月17日（金）までの期間で募集いたします。

### □幼稚園機能（3～5歳児）定員45名

- ・保護者の就労に関わらず、3歳以上（令和5年4月1日現在）のお子さんで、幼児教育を希望する方が対象です。

※教育時間 8時30分～12時30分（令和4年12月末時点）給食後に降園となります。

### □保育園機能（0～5歳児）定員45名

- ・「保育を必要とする事由」に該当する家庭のおさんが対象です。

### 保育を必要とする事由

- ① 就労
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・負傷・障害
- ④ 同居又は長期入院等している  
親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学(職業訓練校における職業訓練を含む)
- ⑧ 虐待・DV
- ⑨ 育児休業をする際に、既に保育利用中の子どもの継続利用が必要であると認められる場合
- ⑩ その他、町長が認める事由



※保育時間 7時30分～18時30分まで（保護者の就労時間に合わせてのご利用となります。）

### 認定こども園 入園までの流れ

1. 支給認定申請書・就労等の証明書類を添えて、認定こども園に提出してください。  
(申請用紙は、認定こども園または保健福祉課でお受け取りください。)  
子ども・子育て新制度により、認定こども園を利用する際、町へ「保育の必要性」の認定申請を行い、「支給認定証」の交付を受けることとなります。
  - ・1号認定の子ども～満3歳以上の就学前の子どもで保育を必要としない
  - ・2号認定の子ども～満3歳以上の就学前の子どもで保育を必要とする
  - ・3号認定の子ども～満3歳未満の就学前の子どもで保育を必要とする
2. 保育の必要性や必要量の審査後、保護者へ「支給認定証」が交付されます。併せて入園承諾書等が通知されます。（3月中旬予定）  
面接（3月上旬）を予定していますが、日程につきましては後日お知らせいたします。

認定こども園園児募集についてのお問い合わせは、  
(☎6-2727) までご連絡ください。